

【対象資格】

- ・雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座
- ・就業に結び付く可能性が高い講座
- ・その他、福祉事務所長が地域の実情に応じて対象とする講座

【支給額】

教育訓練のために支払った費用の60%
(上限20万円)

【相談・問合せ先】

保健センター 福祉課 福祉事務所 ☎75-4102

～大切な家族を自死で亡くされた人へ～ 「家族の集い」のご案内

この会は、とっとり自死遺族自助グループ「コスモスの会」の協力により開催しています。

大切なご家族を自死で亡くされた人が集い、安心して語り合い、気持ちを分かち合う会です。

【日時】 12月3日(火)

午後2時～3時30分

【場所】 鳥取市さざんか会館

(鳥取市富安2-104-2)

※事前申込不要

※匿名での参加も可能です

※他の人の話を聴くだけでもかまいません

【問合せ先】 鳥取県立精神保健福祉センター

☎0857-21-3031

冬休みを利用して予防接種を受けましょう！

本町では、**ロタウイルス、B型肝炎、肺炎球菌、BCG、五種混合、麻しん風しん混合、水痘、日本脳炎、二種混合、子宮頸がん(女兒)**の定期予防接種を行っています。該当のお子さんには接種券を個別に通知、あるいは訪問、健診でお渡ししています。

事前に医療機関へ予約し、**接種券、予診票、母子手帳**を持って接種しましょう。

予防接種は無料で接種できる期間が決まっています。期間内に接種しましょう。

【相談・問合せ先】

保健センター 福祉課 ☎75-4101

ひとり親家庭の人対象 給付金制度の紹介

■高等職業訓練促進給付金について

対象資格取得のために養成機関などで1年以上修業する場合、就業期間中の生活費の負担軽減を図るため、給付金を支給します。

※給付金を受け取る場合は事前に福祉事務所職員と面談が必要

【対象】 以下の全ての要件を満たしている人

- 児童扶養手当を受給、もしくは同等の低水準の人
- 養成機関において1年以上の課程を修業し、資格取得が見込まれる人
- 就業または育児と就業との両立が困難であると認められる人
- 過去に同様の給付金制度を受給していない人

【対象資格】

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、歯科衛生士、調理師など

【支給額】

・住民税非課税世帯の場合

100,000円/月

(最終年度140,000円/月)

・住民税課税世帯の場合

70,500円/月

(最終年度110,500円/月)

■自立支援教育訓練給付金について

主体的な能力開発の取り組みを支援し、自立を促進するため、給付金を支給します。

※給付金を受け取る場合は事前に福祉事務所職員と面談が必要

【対象】 以下の全ての要件を満たしている人

- 児童扶養手当を受給、もしくは同等の低水準の人
- 受講開始日現在において、雇用保険法による教育訓練給付の受給資格を有していないこと
- 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況から判断して当該教育訓練を受けることが適職につくために必要であると認められるものであること